

令和8年9月3日
子ども・若者部
保 育 課
保育認定・調整課

児童福祉施設の設備及び運営の基準等の改正に伴う関係条例の一部改正について

1 主旨

児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法の各規定に基づき、内閣府令及び文部科学省令並びに内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める基準(以下「関係省令等」という。)について、今般、関係省令等が改正されたため、各条例の一部を改正する条例案を、令和8年第3回区議会定例会に提案する。

2 提案予定条例

- (1)世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- (2)世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- (3)世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- (4)世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- (5)世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
- (6)世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

3 主な改正内容

- (1)学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下「こども性暴力防止法」という。)が令和8年12月25日に施行されることに伴い、改正された関係府令に基づき、各条例において、児童を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定める。
- (2)0歳から2歳の子どもを対象に保育を行う小規模保育事業について、児童福祉法等の一部を改正する法律により、満3歳以上の保育を必要とする子どものみを対象とする、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、改正された内閣府令に基づき、対象条例において、規定の整備を行う。

	改正する条例	主な改正内容
①	世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	児童を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定める。
②	世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	児童を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定める。
③		満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の整備を行う。
④	世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例	児童を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定めるとともに、その他の規定の整備を行う。
⑤	世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例	満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の整備を行う。
⑥	世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例	児童を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定める。
⑦	世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	児童を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定めるとともに、その他の規定の整備を行う。

4 改正案

別紙1から別紙6までの新旧対照表(案)のとおり

5 施行予定日

(1)上記3①、②、④、⑥、⑦ 令和8年12月25日

(2)上記3③、⑤ 令和9年4月1日

6 その他

「こども性暴力防止法」の施行に向けて、現在、区では、区が運営する施設や事業の対応を進めるとともに、民間事業者に対しても、国のガイドラインの周知や制度内容の説明会、国システムへの登録の取りまとめ等を順次実施している。

法施行日までに義務対象事業者が対応すべき事項である「対象業務従事者の範囲の検討・確定」や「採用過程での性犯罪前科の事前確認」等の『犯罪事実確認・防止措置』及び、「性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール」の策定・周知や「従事者向け研修の計画策定・実施等」の『安全確保措置の実施のための体制整備』等を区・民間ともに着実に進めていく。また、区報や区HP等で制度周知に取り組む。

義務対象事業者の現職者の犯罪事実確認については、法施行から3年以内に実施することとされているが、対象者が約280万人いることから、現在、国は各都道府県を27区分に割り振り、犯罪事実確認書の分散申請を実施するとしており、今後、区は国から示されるスケジュールに基づき対応していく。

なお、認定対象事業者の現職者の犯罪事実確認については、認定から1年以内に実施することとされているが、現時点で、手続きの詳細等は未定。

【対象施設・事業の例(当委員会所管分)】

	区運営施設・事業の例	民間運営施設・事業の例
義務対象	・児童福祉施設 (保育所、児童館、母子生活支援施設等) ・認定こども園 ・児童相談所	・私立認可保育所、認定こども園 ・私立幼稚園 ・母子生活支援施設
認定対象	・青少年交流センター ・新BOP学童クラブ ・児童育成支援拠点事業	・民設民営放課後児童クラブ ・認可外保育施設 ・一時預かり事業

7 今後のスケジュール(予定)

令和8年9月 令和8年第3回区議会定例会(条例改正案の提案)

改正後	改正前
○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月 1 日条例第36号 目次 (略) (趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第45条の規定に基づき、世田谷区（以下「区」という。）における児童福祉施設の設備及び運営に関する最低限度の基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）を定めるものとする。 第2条～第10条 (略) <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第10条の2 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第11条～第107条 (略) 附 則 (略) <u>附 則 (令和8年9月●日条例第●号)</u> <u>この条例は、令和8年12月25日から施行する。</u>	○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月 1 日条例第36号 目次 (略) (趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第45条の規定に基づき、世田谷区（以下「区」という。）における児童福祉施設の設備及び運営に関する最低限度の基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）を定めるものとする。 第2条～第10条 (略) (条を加える) 第11条～第107条 (略) 附 則 (略)

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年 9 月30日条例第35号	○世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 平成26年 9 月30日条例第35号
目次 (略)	目次 (略)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する最低の基準（第3条から第5条までにおいて「最低基準」という。）を定めるものとする。	第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する最低の基準（第3条から第5条までにおいて「最低基準」という。）を定めるものとする。
第2条～第6条 (略)	第2条～第6条 (略)
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、当該家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（ <u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項</u> ）に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、かつ、当該家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

改正後	改正前
(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。 (3) 当該家庭的保育事業者等 <u>（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。次項において同じ。）</u> による利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号 <u>及び次号</u> において同じ。）への保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児をその保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 区長は、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるために必要な措置を講じているときは、前項第3号の規定を適用しないこととすることができる。	(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。 (3) 当該家庭的保育事業者等による利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第44条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）への保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児をその保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2 区長は、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるために必要な措置を講じているときは、前項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
第8条～第13条 （略）	第8条～第13条 （略）
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u>	
第14条 <u>家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務</u>	第14条 <u>削除</u>

改正後	改正前
<u>に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)</u>に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)<u>その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第15条～第27条 (略) 第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>及び小規模保育事業C型<u>(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)</u>とする。 第29条～第35条 (略) 第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項<u>第1号</u>の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 第37条～第48条 (略) (準用) 第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第48条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第4号において同じ。)」と<u>する。</u>	第15条～第27条 (略) 第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。 第29条～第35条 (略) 第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。 第37条～第48条 (略) (準用) 第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第48条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第49条において準用する第4号において同じ。)」と、<u>同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する次号」と読み替えるものとする。</u>

改正後	改正前
第50条～第51条 （略） 附 則 （略） <u>附 則（令和8年9月●日条例第●号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日</u> <u>から施行する。</u> <u>（1）次項の規定 公布の日</u> <u>（2）第14条の改正規定 令和8年12月25日</u> <u>（3）第7条第1項各号列記以外の部分及び同項第3号、第28条、</u> <u>第36条並びに第49条の改正規定 令和9年4月1日</u> <u>（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の条例で定め</u> <u>る日）</u> <u>2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附</u> <u>則第3条第4項の条例で定める日は、令和9年3月31日とする。</u>	第50条～第51条 （略） 附 則 （略）

世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 令和 7 年 9 月 30 日 条例第 109 号	○世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 令和 7 年 9 月 30 日 条例第 109 号
目次 (略) (趣旨)	目次 (趣旨)
第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する最低の基準（第 3 条から第 5 条までにおいて「最低基準」という。）を定めるものとする。	第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する最低の基準（第 3 条から第 5 条までにおいて「最低基準」という。）を定めるものとする。
第 2 条～第 9 条 (略) (<u>乳児等通園支援事業所</u> の職員の <u>一般的要件</u>)	第 2 条～第 9 条 (略) (<u>乳児等通園支援事業者</u> の職員の <u>一般的条件</u>)
第 10 条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。	第 10 条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。
(<u>乳児等通園支援事業所</u> の職員の知識及び技能の向上等)	(<u>乳児等通園支援事業者</u> の職員の知識及び技能の向上等)
第 11 条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	第 11 条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 (略)	2 (略)
第 12 条～第 13 条 (略) (虐待等の <u>禁止</u>)	第 12 条～第 13 条 (略) (虐待等の <u>防止</u>)
第 14 条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (<u>児童対象性暴力等の防止</u>)	第 14 条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
<u>第 14 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において</u>	(<u>条を加える</u>)

改正後	改正前
<u>準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	
第15条～第18条 （略） （秘密保持等）	第15条～第18条 （略） （秘密保持等）
第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 （略）	2 （略）
第20条 （略） （乳児等通園支援事業の区分）	第20条 （略） （乳児等通園支援事業の区分）
第21条 乳児等通園支援事業の区分は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。	第21条 乳児等通園支援事業の区分は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。
2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。	2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満た	3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満た

改正後	改正前
ない場合であって、当該利用定員<u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）</u>の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 第22条～第26条（略） （準用） 第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 （電磁的記録） 第28条 乳児等通園支援事業者及び<u>その乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 第29条 （略） 附 則 （略） <u>附 則（令和8年9月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、令和8年12月25日から施行する。</u>	ない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 第22条～第26条（略） （準用） 第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。</u> （電磁的記録） 第28条 乳児等通園支援事業者及び<u>その職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 第29条 （略） 附 則 （略）

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 平成26年 9 月30日条例第37号	○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 平成26年 9 月30日条例第37号
第1条から第5条（略） （正当な理由のない特定教育・保育の提供の拒否の禁止等）	第1条から第5条（略） （正当な理由のない特定教育・保育の提供の拒否の禁止等）
第6条 （略）	第6条 （略）
2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>教育認定子ども</u> の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。
3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u> の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。	3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している <u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。
4～5（略）	4～5（略）

改正後	改正前
(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区市町村が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。 第8条～第12条 (略) (利用者負担額等の受領) 第13条 (略) 2～3 (略) 4 (略) (1)～(2) (略) (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得割合算額(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。)がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>教育認定子ども</u> 77,101円 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u>(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつ	(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区市町村が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。 第8条～第12条 (略) (利用者負担額等の受領) 第13条 (略) 2～3 (略) 4 (略) (1)～(2) (略) (3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る区市町村民税所得割合算額(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。)がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77,101円 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項

改正後	改正前
ては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下このイ</u>において同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ～オ（略） (4)～(5)（略） 5～6（略） （施設型給付費等の額に係る通知等） 第14条～第24条（略） （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>同法</u>第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・	第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下イ</u>において同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ～オ（略） (4)～(5)（略） 5～6（略） （施設型給付費等の額に係る通知等） 第14条～第24条（略） （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員にあつては<u>学校教育法</u>第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子ども

改正後	改正前
保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第26条～第34条（略） 第3節 特例施設型給付費に関する基準 （特別利用保育の基準）	第26条～第34条（略） 第3節 特例施設型給付費に関する基準 （特別利用保育の基準）
第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ど</u>	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」とあるのは「<u>同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認</u>

改正後	改正前
<u>も</u>（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。 （特別利用教育の基準）	<u>定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。 （特別利用教育の基準）
第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。	第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「法第19条第1号」とあるのは「法第19条第2号」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を含む。））」	3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「法第19条第1号」とあるのは「法第19条第2号」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育</u>」

改正後	改正前
と、同号イ(イ)中「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>」とあるのは「<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	<u>給付認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準	第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準
第37条（略）	第37条（略）
2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u>	2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u>
（1）<u>家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u>	（号を加える）
（2）<u>事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条</u>	（号を加える）

改正後	改正前
<u>第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u> <u>3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> 第38条（略） （利用申込みに対する正当な理由のない特定地域型保育の提供の拒否の禁止等） 第39条（略） <u>2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。</u> <u>3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</u>	（項を加える） 第38条（略） （利用申込みに対する正当な理由のない特定地域型保育の提供の拒否の禁止等） 第39条（略） 2 <u>特定地域型保育事業者</u>は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。 （項を加える）

改正後	改正前
<u>4 前2項</u>の規定による選考は、同項に規定する選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で行わなければならない。 <u>5</u> 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供の体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)	<u>3 前項</u>の規定による選考は、同項に規定する選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で行わなければならない。 <u>4</u> 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供の体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整及び要請に対する協力)
第40条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区市町村が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。 (心身の状況等の把握)	第40条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区市町村が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。 (心身の状況等の把握)
第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携)	第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携)
第42条 (略) (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) (略) (3) 当該<u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業</u>	第42条 (略) (1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) (略) (3) 当該<u>特定地域型保育事業者</u>により<u>特定地域型保育</u>の提供を受

改正後	改正前
<u>者を除く。次項及び第4項において同じ。)</u>により<u>特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。次項及び第4項において同じ。)</u>の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前教育子ども</u>に限る。以下<u>この号及び次項</u>において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の<u>小学校就学前教育子ども</u>に限る。以下<u>この号</u>において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
2～4 (略)	2～4 (略)
<u>5 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)</u>は、<u>第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。</u>	(項を加える)
(利用者負担額等の受領)	(利用者負担額等の受領)
第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、<u>教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。	第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。
2～6 (略)	2～6 (略)
第44条～第45条 (略)	第44条～第45条 (略)
(運営規程)	(運営規程)
第46条 (略)	第46条 (略)
(1)～(6) (略)	(1)～(6) 略
(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項 (<u>第39条第2項及び第3項に規定する選考方法</u>を含む。)	(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項 (<u>第39条第2項に規定する選考方法</u>を含む。)
(8)～(12) 略	(8)～(12) 略

改正後	改正前
(勤務の体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) 第48条 (略) (記録の整備) 第49条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(7) (略) (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(<u>教育認定子ども</u>を除く。以下この節において同じ。))について」と、<u>第14条第1項</u>中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定	(勤務の体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 (略) 第48条 (略) (記録の整備) 第49条 略 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1)～(7) (略) (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(<u>満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども</u>を除く。以下この節において同じ。))について」と、<u>第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域</u>

改正後	改正前
教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、<u>第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは、「各号」と読み替えるものとする。</u>	型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と<u>読み替える</u>ものとする。
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 （特別利用地域型保育の基準）	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 （特別利用地域型保育の基準）
第51条 <u>特定地域型保育事業者（満3以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第51条 <u>特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（<u>第52条第1項</u>の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（<u>次条第1項</u>の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。<u>次条第3項及び第52条第3項</u>において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（<u>第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条が	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。<u>次条第3項</u>において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（<u>第40条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条が

改正後	改正前
ら第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。<u>第52条第3項</u>において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「法第19条第3号」とあるのは「法第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下<u>この章（第43条第1項を除く。）</u>において同じ。）」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）</u>において同じ。」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>教育認定子ども</u>に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 <u>第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し、</u>	ら第19条まで及び第23条から第33条までを含む。<u>次条第3項</u>において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「法第19条第3号」とあるのは「法第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下<u>この章</u>において同じ。）」とあるのは「<u>同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）</u>」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 （条を加える）

改正後	改正前
<u>特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</u> <u>2 特定地域型保育事業者が、全項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u> <u>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の</u>	

改正後	改正前
<u>額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。</u>	
(特定利用地域型保育の基準)	(特定利用地域型保育の基準)
第52条 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第52条 <u>特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（<u>第51条第1項</u>の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>教育認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（<u>前条第1項</u>の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に

改正後	改正前
付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</u>）に係る第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 第53条～第56条（略） 附 則（略） <u>附 則（令和8年9月●日条例第●号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。</u> <u>（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の条例で定める日）</u> <u>2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第6条第3項の条例で定める日は、令和9年3月31日とする。</u>	限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。 第53条～第56条（略） 附 則（略）

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例 令和2年3月4日条例第16号 (趣旨) 第1条 この条例は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の規定に基づき世田谷区（以下「区」という。）が処理することとされた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行に係る事項のうち、法第3条第1項及び第3項の規定により、区における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定に係る要件を定めるものとする。 第2条～第18条 （略） <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第19条 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (委任) <u>第20条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要	○世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例 令和2年3月4日条例第16号 (趣旨) 第1条 この条例は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の規定に基づき世田谷区（以下「区」という。）が処理することとされた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行に係る事項のうち、法第3条第1項及び第3項の規定により、区における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定に係る要件を定めるものとする。 第2条～第18条 （略） (条を加える) (委任) <u>第19条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要

改正後	改正前
な事項は、規則で定める。 附 則 （略） <u>附 則（令和８年９月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、令和８年12月25日から施行する。</u>	な事項は、規則で定める。 附 則 （略）

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 令和2年3月4日条例第17号 (趣旨) 第1条 この条例は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の規定に基づき世田谷区（以下「区」という。）が処理することとされた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行に係る事項のうち、法第13条第1項の規定により、区における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。 第2条～第6条 （略） （職員の配置の基準） 第7条 （略） 2 （略） 3 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 （1） 副園長又は教頭 （2） 主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>、養護教諭又は養護助教諭 （3） 事務職員 第8条～第17条 （略） <u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第17条の2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等の</u>	○世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 令和2年3月4日条例第17号 (趣旨) 第1条 この条例は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の規定に基づき世田谷区（以下「区」という。）が処理することとされた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行に係る事項のうち、法第13条第1項の規定により、区における幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。 第2条～第6条 （略） （職員の配置の基準） 第7条 （略） 2 （略） 3 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 （1） 副園長又は教頭 （2） 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 （3） 事務職員 第8条～第17条 （条を加える）

改正後	改正前
<u>ための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u> 第18条～第23条 （略） 第24条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。 2 前項の規定は、<u>園児の保育に直接従事する職員</u>については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。 第25条～第26条 （略） 附 則 （略） <u>附 則（令和8年9月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、令和8年12月25日から施行する。ただし、第7条第3項第2号及び第24条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。</u>	第18条～第23条 （略） 第24条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。 2 前項の規定は、<u>法第14条第7項に規定する園児の保育に直接従事する職員</u>については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。 第25条～第26条 （略） 附 則 （略）

制度趣旨
児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象
事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者	対象業務
学校設置者等 (第2条第3項) 学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者	学校設置者等における教員等 (第2条第4項) 教諭、保育士等
民間教育保育等事業者 (第2条第5項) 学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者	民間教育保育等事業者における教育保育等従事者 (第2条第6項) 塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置	情報管理措置	
① 日頃から講ずべき措置 ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項) ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等(第5条第1項等) ・ 児童等が相談を行いやすくするための措置(相談体制等)(第5条第2項等) ・ 研修(第8条等) ② 被害が疑われる場合の対応 ・ 調査(第7条第1項等) ・ 被害児童等の保護・支援(第7条第2項等)	③ 特定性犯罪前科の有無の確認 ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要 — 学校設置者等の現職者 ➡ 施行から3年以内(第4条第3項) — 民間教育保育等事業者の従事者 ➡ 認定等から1年以内(第26条第3項) ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等) ④ 児童対象性暴力等の防止のための措置 ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。 ※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。	特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置 ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等) ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等) ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等) ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条) ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

指導・監督
安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

対象事業者（学校設置者等・民間教育保育等事業者）について

- こども性暴力防止法第2条第3項各号においては、法律で定める措置を必ず実施しなければならない事業者である「学校設置者等」について、次に掲げる施設、事業等のとおり定めている。
- また、同条第5項各号においては、認定事業者の対象となる「民間教育保育等事業者」について、次に掲げる事業のとおり定めている。

学校設置者等【義務】

【教育関係】

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
- 専修学校（高等課程）

【認定こども園関係】

- 幼保連携型認定こども園
- 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

【児童福祉関係】

- 児童相談所
- 児童福祉施設（指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
- 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
- 登録一時保護委託者

民間教育保育等事業者【認定】

【教育関係】

- 専修学校（一般課程）又は各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業
- 学校教育法以外の法律に特別の規定があるものにおける高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるもの（高等課程類似教育事業）
- 民間教育事業（学習塾、スポーツクラブ等）

【児童福祉関係】

- 指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業）
- 児童自立生活援助事業
- 放課後児童健全育成事業等（放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で小学校、公民館その他内閣府令で定める施設において行われるもの）
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 小規模住居型児童養育事業
- 病児保育事業
- 意見表明等支援事業
- 妊産婦等生活援助事業
- 児童育成支援拠点事業
- 認可外保育事業

【障害児関係】

- 指定障害福祉サービス事業（障害児に対する居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）

犯罪事実確認の期限

① 新規採用・配置転換：内定・内示等から従事開始まで

<やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）>

- ・ 急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- ・ 合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。

② 義務事業の現職者：法施行から3年以内

③ 認定事業の現職者：認定から1年以内

④ 一度確認を受けた者：5年ごとに再確認が必要

犯罪事実確認にかかる時間

- 日本国籍の場合：2週間～1か月程度
- 外国籍の場合：1か月～2か月程度



Q こども性暴力防止法の施行に向けて、**義務対象事業者**が対応すべきことを教えてください。

A **法施行（令和8年（2026）年12月25日）までの最低限の準備として、以下の事項について対応が必要です。**

一定の時間を要する事項もあり、早めに準備を進めてください。

1 制度についての従事者等への周知

2 犯罪事実確認・防止措置関係

① 不適切な行為の範囲の検討・確定

※「不適切な行為の範囲」については、従事者とコミュニケーションを図りながら検討しましょう。

② 対象業務従事者の範囲の検討・確定

③ 就業規則等の見直し（※不適切な行為の範囲、懲戒事由等）

④ 採用募集要項等の見直し、採用過程での性犯罪前科の事前確認

3 安全確保措置の実施のための体制整備

① 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知

② 相談体制整備（相談窓口設置・周知等）

③ 従事者向け研修の計画策定・実施

4 情報管理措置

① 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備

! 上記以外にも準備が望ましい事項についてお示ししているところです。
ガイドライン等を参照の上、更なる対応の検討をお願いします。

「こども性暴力防止法」
がスタートします。

こどもに対する性暴力は、断じて許されるものではありません。

学校や保育所、学習塾など、こどもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

事業者求められる取組

- ✓ 日頃から、こどもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- ✓ こどもと接する業務に就く人に、性犯罪前科の有無を確認します。
- ✓ 性暴力のおそれがある場合は、こどもと接する業務に就かせないようにします。

こどもまんなか
こども家庭庁

詳細は実施ガイド
こども家庭庁HP等に確認ください！
関係の事業者向けの
動画やリーフレットを掲載しています。